

瀬戸市特別会計設置条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 4 号

瀬戸市特別会計設置条例を廃止する条例

瀬戸市特別会計設置条例（昭和 3 9 年瀬戸市条例第 1 0 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の瀬戸市特別会計設置条例第 1 条に規定する春雨墓苑事業特別会計に係る出納整理については、令和 8 年 5 月 3 1 日までは、なお従前の例による。